



教県第314-2号

令和2年7月17日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

令和2年7月豪雨の被害に伴う職員の
職務に専念する義務の特例について（通知）

下記事項について、「職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年人事委員会規則12-2）」第2条第13号の規定に基づき、職務専念義務免除の承認を埼玉県人事委員会に求めたところ、令和2年7月14日付けで承認がありました。

ついては、県立学校においては今後、別紙により取り扱うこととしますので、参考として送付します。

記

＊特例事項

令和2年7月豪雨の被害に伴い次の要件に該当する場合

- 1 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき
- 2 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき
- 3 1及び2に準ずる場合

担当：県立学校人事課学事担当 池田

電話：048-830-6735

令和2年7月豪雨の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除について

令和2年7月14日決裁

1 職務専念義務を免除する事由

令和2年7月豪雨の被害に伴い次の要件に該当する場合

- (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき
- (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき
- (3) (1)及び(2)に準ずる場合

2 職務専念義務を免除する理由

令和2年7月豪雨による被害は甚大かつ広範囲に及んでいる。現状、埼玉県内においては大きな被害は出ていないが、職員と同一の世帯に属する者が被害を受けていることが考えられる。また、降雨の状況次第では、被災地域が拡大する可能性もある。

職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の住居が損壊等すれば、その被害状況によって現行の特別休暇の日数では対応しきれない場合、職員は安んじて職務に専念する状態ではなく、本来の職務遂行に支障をきたすおそれがある。

このため、当該豪雨による被害状況に鑑み、職員の現住居が滅失又は損壊し、あるいは職員等の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合等に、例外的に職務に専念する義務を免除することによって職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活を再建させ、職員が職務に専念することができるよう対応する必要がある。

3 免除する単位

必要と認められる時間又は日

4 手続

職員（校長を除く）は総務事務システムにより校長に申請し、承認を得ること（総務事務システムの「休暇」から、「休暇の種類」を「職免」、「休暇の区分」を「その他」とすること。その際、「備考」に具体的理由を入力すること。）。ただし、これにより難しい場合は、職務専念義務免除願を校長に提出し、承認を得ること。（校長専決）

また、校長については、教育長宛て職務専念義務免除願を2部提出し、その承認を受けること（県立学校人事課学事担当扱い）。承認を得た後、総務事務システムに入力すること。

5 実施時期

令和2年7月11日